

## 第1章 行動計画とは

第1章では、行動計画策定の目的、位置づけ、推進体制等を示す。

### 1-1 行動計画の目的

現在、「日本の宝を、世界の宝へ」を合言葉に、富士山の世界文化遺産登録を目指し、静岡・山梨両県と富士山周辺の市町村（静岡県7市3町、山梨県1市3町3村）で登録に向けた活動組織を設置し、緊密な連携のもと登録に向けた取組を進めている。

その中でも富士宮市は、富士山の価値を証明する構成資産（文化財）が6件あり、他市と比較して圧倒的に多く存在することから、中心地としての役割が求められている。

しかし、構成資産となった市内の文化財（富士山山城・富士山本宮浅間大社・村山浅間神社・山宮浅間神社・人穴富士講遺跡・白糸ノ滝）の中には、周辺環境も含めた受入体制が整備されていないものもある。既に世界遺産となっている先例を見ると、日本全国、世界から多くの人々が訪れ、地域の暮らしに少なからず変化が起きている。この変化に順応することができれば、地域の魅力は高まるが、対応できない場合は、地域にマイナスの作用を引き起こすことが指摘されている。世界遺産登録は、あくまで構成資産の保護が目的であるが、文化財の保存と活用を両立させた持続可能なまちづくりに向けて、事前の環境整備や仕組みの構築を登録活動と同時に進めていくことが重要である。この点が、多くの構成資産を抱える本市にとって大きな課題となっている。

このようなことから、世界文化遺産をキーワードに富士山と構成資産の諸活動に関わる計画を体系的にまとめ、富士山に関わる活動を総合的かつ計画的に推進し、進行管理を行うために、「富士宮市行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定する。

### 1-2 行動計画の位置づけ

富士山の世界文化遺産登録に伴い、静岡県、山梨県及び関係する国機関、市町村は「富士山」を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、全体を包括的に保存管理する「富士山包括的保存管理計画」を策定している。

富士宮市においては、保存管理をするにあたり具体的な保存管理の取扱基準を定めた「特別名勝富士山」・「史跡富士山」・「名勝及び天然記念物白糸ノ滝」の各保存管理計画が県及び市により策定されている。また、その保存管理計画に基づいて「史跡富士山（富士宮市分）」・「名勝及び天然記念物白糸ノ滝」の各整備計画を策定している。

このように保存管理・整備に関する計画が策定されている中、富士宮市においては、保存管理及び活用に向け、県が実施する事業の調整及び進行管理を行う「静岡県行動計画」と連携し、具体的な市民、行政、官民協働の行動を明確に示した計画の策定が必要となっている。

第 1 章 行動計画とは

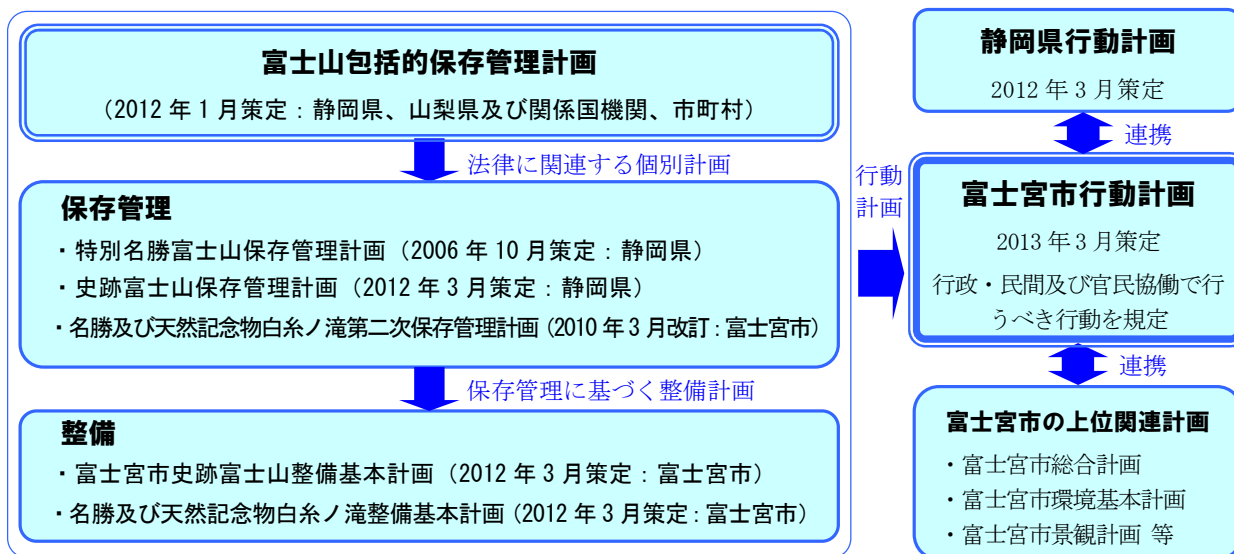


図 1 行動計画の位置づけ

表 1 関連計画の概要

| 計画名称          | 主体                 | 策定年等       | 概要  |
|---------------|--------------------|------------|---|
| 富士山包括的保存管理計画  | 静岡県・山梨県及び関係国機関、市町村 | 2012年1月策定  | 世界遺産一覧表への記載を推薦する「富士山」は、富士山信仰の対象となった富士山城をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴 1・溶岩樹型 2・湖沼・湧水地・滝、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこからの展望景観の範囲により構成される。これらの複数の部分から成る「富士山」を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するために、全体を包括的に保存管理する包括的保存管理計画が策定されている。  |
| 特別名勝富士山保存管理計画 | 静岡県                | 2006年10月策定 | 富士山は、その秀麗な景観が、我が国の象徴として欠くことのできないものであるとして、昭和 27 年に特別名勝に指定されている。指定地のうち、静岡県に属する区域を対象として、富士山が持つ本質的価値を明らかにするとともに、これを次世代に継承していくために保存管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準を定めることを目的として策定された。   |
| 史跡富士山保存管理計画   | 静岡県                | 2012年3月策定  | 信仰の山としての歴史的・文化的な高い価値が評価され、富士山頂及び富士山周辺にある富士山信仰の関連施設及び関連遺跡等が、一括して史跡富士山として平成 23 年 2 月 7 日（平成 24 年 1 月追加指定）に国史跡に指定された。<br>なお、史跡富士山の指定地域は、特別名勝富士山の指定地域と重複する部分もあるため、既に策定されている特別名勝富士山保存管理計画の内容を踏まえながら、本計画が策定された。<br>本計画は、史跡富士山の文化財としての本質的価値を明らかにするとともに、その価値を適切に保存し次世代へ継承していくために保存管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準を定めること、将来に向けた整備・活用の基本方針を示すこと、保存管理と整備・活用を適切に運営するための方策を定めたものである。 |

(つづき)

| 計画名称                   | 主体   | 策定年等          | 概要   |
|------------------------|------|---------------|--|
| 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画 | 富士宮市 | 2010年<br>3月改訂 | <p>「白糸ノ滝」は、昭和62年度に第一次保存管理計画を策定した。その後20年余りが経過し、崖の崩落や周辺景観の改変等、地勢や社会環境に様々な変化が生じたため、「白糸ノ滝」が持つ本質的価値を確実に次世代に継承できるよう保存管理計画の改訂を行った。</p> <p>第二次保存管理計画は、「白糸ノ滝」が持つ本質的価値を改めて明らかにするとともに、その価値を次世代に継承していくための適切な保存管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準を定めることを目的としている。また、併せて「白糸ノ滝」周辺の景観を含めた整備・活用の基本方針を示している。</p>   |
| 富士宮市史跡富士山整備基本計画        | 富士宮市 | 2012年<br>3月策定 | <p>史跡富士山として指定された文化財のうち、富士宮市内には、富士山頂信仰遺跡、大宮・村山口登拝道、富士山本宮浅間大社、村山浅間神社、山宮浅間神社、人穴富士講遺跡の重要な遺産がある（平成23年2月指定、大宮・村山口登拝道、人穴富士講遺跡は平成24年1月追加指定）。また、これらの文化財は、世界文化遺産登録を目指す富士山の文化的価値を証明する構成資産としても位置付けられている。</p> <p>このようなことから、富士山は、これまで以上に日本はもとより世界から注目を集め、来訪者への対応が求められることになるが、周辺環境も含め史跡の状況は多くの来訪者を受け入れられる状態ではない。</p> <p>そこで、本計画は、静岡県策定の史跡富士山保存管理計画を踏まえ、富士宮市が市内の史跡富士山を構成する文化財を適切に保存管理しながら、適切な公開と活用を実現することを目的として策定した。</p> |
| 名勝及び天然記念物白糸ノ滝整備基本計画    | 富士宮市 | 2012年<br>3月策定 | <p>白糸ノ滝は、昭和11年に名勝及び天然記念物として国の指定を受けて以来、保護保存されてきたが、見学者への対応や経済情勢の変化に伴う開発等により、本来の文化財としての価値が失われつつあり、白糸ノ滝の「あるべき姿」を取り戻すことが長年の課題となっている。</p> <p>こうした課題を克服するための環境整備について議論を重ね平成21年3月に平成20年度白糸ノ滝整備基本計画が策定された。</p> <p>こうした中、「白糸ノ滝」第二次保存管理計画の策定やその後の地震、台風等の自然災害の発生という状況変化が生じたことから、計画を見直し新たに整備方針等をまとめ、整備基本計画を策定した。</p>  |
| 静岡県行動計画                | 静岡県  | 2012年<br>3月策定 | <p>本行動計画は、富士山包括的保存管理計画や個別の構成資産ごとに作成した保存管理計画と関連付けながら、「富士山」の保存管理に係る施策の方向性を具体的に明らかにするとともに、県が実施する事業の調整及び進行管理を行うことを目的に策定された。</p>  |

# 第1章 行動計画とは

## 1-3 行動計画の推進体制

### (1) 推進体制

行動計画の策定にあたり、構成資産の代表者、地域住民、市民団体、企業等や学識経験者による「富士山世界文化遺産富士宮市行動計画策定会議」を設置し、審議を行った。

策定された行動計画は、行動計画策定会議に参加している委員が中心となって平成25年度より新たに「(仮称)富士山世界文化遺産富士宮市協働会議」を設置し、運用と進行管理を図る。また、国、静岡・山梨両県、関係市町村と広域での連携を図り、広く活動を推進する。

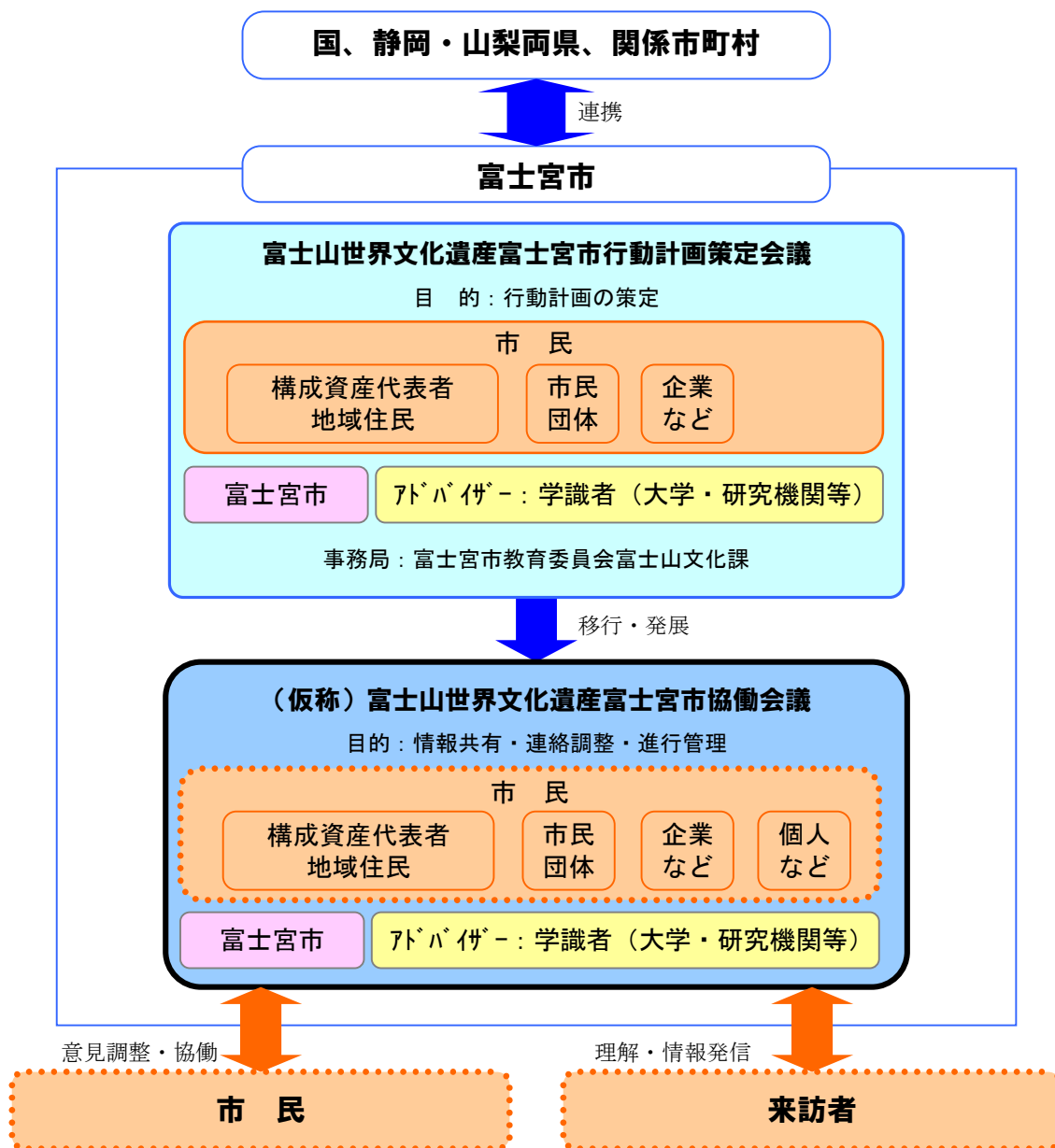


図2 推進体制

(2) それぞれの主体の役割分担

① 市

市は、富士山に関する諸活動を推進するため、市民と協働して必要な施策を効果的に展開させる役割を担う。

このため、市の施策の中に「世界文化遺産のあるまち 富士宮」の視点を取り入れ、静岡・山梨両県、関係市町村と一層の連携を図るとともに、市民（地域・企業・NPO等）など各主体との協働により施策を実施する。

② 市民

「世界文化遺産のあるまち 富士宮」のまちづくり担い手としての役割が期待される。

○ 地域住民（構成資産周辺住民）

構成資産の日常的な維持管理や運営のための組織及び仕組み作りを行う。また、構成資産の価値の情報発信や、市が行う来訪者の受入体制の整備に協力する。

○ 企業、市民団体等

企業、ボランティア、NPO、市民団体など、市内で活動を行う団体は、地域の管理・運営への協力や、事業活動における積極的な来訪者の受け入れの実践、市の施策への積極的な参画と協働を進める役割が期待される。特に、観光に関わる事業者には、事業活動が来訪者の印象に与える影響が大きいことから、もてなしの心をもったサービスの提供、市民及び来訪者の意見の事業活動への反映を担う役割が期待されている。

○ 市民（個人）

日常的に市内で生活する居住者や、市内に通勤・通学する人たちは、富士山の価値を知り、次世代へ引き継ぐとともに、来訪者を温かく迎える役割を担う。